益田市農業委員会第26回総会議事録

- 1. 開催日時 令和7年7月28日(月)午後1時30分~午後2時30分
- 2. 開催場所 益田市役所 大会議室
- 3. 農業委員(出席13名)(欠席3名)
 - 1番 又賀 保(出) 2番 大畑 美里(欠) 3番 須藤 寿人(出)
 - 4番 吉村 太(出) 5番 大庭 清(出) 6番 齋藤 浩文(欠)
 - 7番 御神本康一(出) 8番 田中 綾(出) 9番 佐原 晃子(出)
 - 10番 領家 耕一(出) 11番 松本 幸夫(出) 12番 谷本 大輔(出)
 - 13 番 柳田 継男(出) 14 番 豊田 志摩(欠) 15 番 宮川 有衣(出)
 - 16番 西川 友史(出)
- 4. 農地利用最適化推進委員(出席19名)(欠席5名)
 - 1番 増野 六彦(出) 2番 三輪 昌義(出) 3番 澁谷 記幸(出)
 - 4番 澤江 浩一(出) 5番 山根 健治(出) 6番 寺戸 康人(出)
 - 7番 三浦 尚人(欠) 8番 田原 勝美(欠) 9番 野村 浩三(出)
 - 10番 寺戸豊太郎(出) 11番 塩満 文雄(出) 12番 河野 正憲(欠)
 - 13 番 青木 伸爾(欠) 14 番 中村 敏幸(出) 15 番 椋木 昭雄(出)
 - 16番 長谷川孝明(出) 17番 豊田 繁雄(出) 18番 中島秀一郎(出)
 - 19番 宮内 英之(出) 20番 椋木 孝光(出) 21番 岡崎 定佳(出)
 - 22 番 渡邉 豊孝(出) 23 番 河野 光好(欠) 24 番 三浦 和顕(出)
- 5. 提出議案
 - 議第123号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議第124号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議第125号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第126号 農地でないことの確認について
 - 報第101号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
 - 報第102号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
 - 報第103号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
- 6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 柳井局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長

それでは、定刻になりましたので、只今より第 26 回益田市農業委員会総会 を開催いたします。

本日の議事録署名者につきましては、5番の大庭清委員、7番の御神本康一委員、よろしくお願いいたします。

本日の欠席委員は、農業委員が 2 番大畑美里委員、7 番齋藤浩文委員、14 番豊田志摩委員、農地利用最適化推進委員が 7 番三浦尚人委員、8 番田原勝美委員、12 番河野正憲委員、13 番青木伸爾委員、23 番河野光好委員。

それでは、「議第123号 農地法第3条の規定による許可申請について」を 議題といたします。

1番 高津町

事務局

本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、高津一丁目の畑1筆 404 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢になり耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接地に居住しており申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。

須藤寿人委員

3 番須藤です。16 日に澁谷推進委員と現地を確認してきました。○○さんは高齢で全然耕作ができませんので、○○さんが今管理ならびに家庭菜園みたいなものを作っておられます。この度、○○さんから○○さんへもらってもらえないだろうかということで話がまとまったそうでございます。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

西川友史会長

2番 横田町

事務局

本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、横田町の畑1筆 2,268 平方メートルです。譲り渡し事由は、 高齢になり耕作が困難なため。譲り受け事由は、近隣土地を所有しており申 請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

領家耕一委員

10番領家です。現地確認を7月25日に青木推進委員と行いました。○○さんは高齢によりまして維持が難しくなったということで、○○さんの近所におられます○○さんとの話で今回の申請になったようです。○○さんは果樹を植栽する予定だそうです。特に問題はないと思われます。よろしくお願いいたします。

西川友史会長

3番 隅村町

事務局

本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、隅村町の畑1筆 386 平方メートルです。譲り渡し事由は、 高齢になり耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣地に居住しており申請地 を譲り受けて耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

松本幸夫委員

11番松本幸夫です。7月16日に長谷川推進委員と椋木推進委員と現地に行き確認しました結果、譲渡人と譲受人の家が隣同士であり、譲る所も〇〇さんの横であり特別問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

西川友史会長

4番 桂平町

事務局

本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、桂平町の田1筆 1,410平方メートルです。譲り渡し事由は、 体調不良により耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接する農地を所有しており申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

谷本大輔委員

12 番谷本です。○○さんは体調不良によりこの田も含め他の田も止められるということで、この田については○○さんがもらい受けるということです。元々○○さんが借りて耕作していたようで、7月24日に推進委員と現地を確認しているときに○○さんが来られたので色々聞きましたところ、借りて耕作しているし、隣接の農地も耕作しているということで特段問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

西川友史会長

5番 白上町

事務局

本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、白上町の畑1筆 345 平方メートルです。譲り渡し事由は、 高齢になり耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接する宅地とともに買い 受け申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

柳田継男委員

豊田委員が欠席なので話を聞いています。7月16日に岡崎推進委員と現場確認に行ったそうです。譲受人は昔は煙草等を作っていました。農業をしていましたので特に問題はないと思います。もし足らずがあったら岡崎さんに補足をお願いしたいと思います。

西川友史会長

6番 美都町都茂

事務局

本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、美都町都茂の畑3筆 1,787 平方メートルです。譲り渡し事由は、県外に居住しており、耕作が困難なため。譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

佐原晃子委員

9番佐原です。7月16日に河野推進委員と塩満推進委員と現地の確認に行きました。田は2枚あるんですが、耕作者は整備事業を使いまして、今は1枚になっております。親戚の方が県外に住んでいるということで山林とともに全て地元にいる○○さんに移譲したいという話で、こういう形になりました。問題ないと思われます。審議の程よろしくお願いします。

西川友史会長

7番 匹見町匹見

事務局

本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、匹見町匹見の畑1筆 61 平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接する宅地とともに買い受け耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

宮川有衣委員

15番宮川です。7月22日に現地確認に行きました。畑の前の家を○○さんが相続したんですが、遠方で管理できず数年空き家になっておりました。○○さんは数年前に匹見町に I ターンで来られてこの近くの家を購入して住んでおられるんですけど、今回こちらの家も購入して、飲食店等をやられているので飲食店もしくは交流スペース等にしたいということで、この家と付帯する農地を取得希望されました。家の裏の畑もしっかり管理しますと立ち合いで伺いましたので、問題ないと判断しました。以上です。

西川友史会長

本日の3条申請は以上7件でございます。ただいま事務局からの説明また、 担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございます か。よろしいでしょうか。

(はい、の声)

西川友史会長

そう致しますと「議第 123 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。

続きまして、「議第124号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業 計画変更申請について」を議題といたします。

1番 かもしま西町

事務局

本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。

土地の所在は、かもしま西町の畑1筆 307.2平方メートルです。都市計画 区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。変更前の転用 目的は倉庫で、建築予定だった倉庫を別の土地に建築し、個人住宅が必要と なり事業計画を変更せざるをえなくなったため提出されたものでございま す。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

又賀保委員

1番又賀です。現地確認は7月12日に大畑委員と行いました。事業をやっております○○が倉庫を建てるということで申請しておりましたが、後に次男の家を建てることに変更されたということです。届け出をしないでやったということで始末書が出ております。以上です。

西川友史会長

2番 美都町都茂

事務局

本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。

土地の所在は、美都町都茂の畑1筆 153 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。変更前の転用目的は宅地で、計画したが畑利用していたため、あらたな所有者が賃貸住宅拡張のため必要となり事業計画を変更せざるをえなくなったため提出されたものでございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

佐原晃子委員

9番佐原です。7月16日に河野推進委員と塩満推進委員と現地確認に行きました。今年の始めに住んでおられた方が亡くなられて、今回購入されるということです。畑の場所は段差があるのでどういった形で買われるのか分からないのですが、倉庫は昔のまま建っており、畑は草が生えていますが整地してやられるのと、不動産業をやられているということなので何かやりようがあるのかと思われます。問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

西川友史会長

本日の5条の計画変更申請は以上2件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。

(はい、の声)

そう致しますと「議第 124 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の 事業計画変更申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第125号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

1番 かもしま西町

事務局

議第124号の1で審議された案件です。

本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、かもしま西町の畑1筆 307.2 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

又賀保委員

1番又賀です。先程説明した事業計画変更の申請が出されたもので、父親の 土地をこの度、個人住宅を建てるために転用許可を出して、既に家が建って おります。先程言ったように始末書が出ておりました。特に問題はないと思 います。よろしくご審議お願いします。

西川友史会長

2番 大谷町

事務局

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、大谷町の田畑5筆 6,560 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は駐車場及び資材置場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、既存の水路に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。なお30アールを超えるため常設審議委員会の審議を受ける案件となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

御神本康一委員

7番御神本です。現地には 7月 15日に野村推進委員と確認に行ってまいりました。5、6年前までは○○さんという方が管理されていたようですけれど、その後引かれまして私にも話があったんですが、能力を超えておりましたので、その後ということになったというのが今までの経緯です。この度、○○が駐車場並びに資材置き場で申請されたものです。この田は管理が完全にできる会社の元に申請されたのであると思いますので、問題はないと思います。どうかご審議よろしくお願いいたします。

西川友史会長

3番 神田町

事務局

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、神田町の田1筆 1,631 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが

認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の 程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

松本幸夫委員

11 番松本です。長谷川推進委員と椋木推進委員と現地を確認したところ、隣地は太陽光が設置されています。この土地だけが荒地で草ぼうぼうだったんですが、太陽光ということで隣地もそのようになっていますので特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

西川友史会長

4番 美都町都茂

事務局

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

議第 124 号の 2 で審議された案件です。土地の所在は、美都町都茂の畑 1 153 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は賃貸住宅の宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は、既存の水路に接続します。資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

佐原晃子委員

9番佐原です。7月16日に河野推進委員と塩満推進委員と確認に行きました。先程の説明と同じになりますが、状況的に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

西川友史会長

本日の 5 条申請は以上 4 件でございます。事務局からの説明また担当地区 委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。

(はい、の声)

そう致しますと「議第 125 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 について」は承認の扱いとさせていただきます。

続きまして、「議第126号 農地でないことの確認について」を議題といたします。

1番 美都町都茂

事務局

申請地は美都町都茂及び丸茂の8筆1,984.91平方メートルです。昭和40年頃より耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願いします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。

佐原晃子委員

9番佐原です。7月16日に河野推進委員と塩満推進委員と現地確認に行き

ました。どちらの土地も入っていく道がもう無い状況でして木も生えているので、耕作は難しいと思います。あとちょっと離れた奥になるんですけど、こちらも道が繋がっていない状態なので、遠方から山だという形で確認できる状態になっております。問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

西川友史会長

2番 美都町都茂

事務局

申請地は美都町都茂の9筆3,648平方メートルです。昭和40年頃より耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願いします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

佐原晃子委員

9番佐原です。こちらも7月16日に河野推進委員と塩満推進委員と現地へ行きました。こちらも道が木と草で埋まっているという状態なので近くには行けないんですが、状態として山林化していると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

西川友史会長

3番 匹見町落合

事務局

申請地は匹見町落合の1筆188平方メートルです。昭和63年頃より耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願いします。

西川友史会長

続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします

宮川有衣委員

15番宮川です。7月22日に匹見の委員で現地確認に行きました。○○という林業の会社からずっと山に上がったところにあって、完全に山林化しており農地への復旧は困難と判断しました。以上です。

西川友史会長

本日の農地でないことの確認については以上 3 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。

(はい、の声)

西川友史会長

そう致しますと「議第 126 号 農地でないことの確認について」は承認の 扱いとさせていただきます。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。

事務局

「報第 101 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の新規が 26 件、再設定が 2 件、耕作者変更が 2 件の合計 30 件です。

「報第 102 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は 23 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 3 件です。

「報第 103 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は1件です。解約理由は、耕作困難ため合意解約がなされたものです。

事務局

報告は以上でございます。

西川友史会長

ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。

(はい、の声)

それでは無いようですので第26回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

会 長

5番

6番